

改正

(趣旨)

第1条 この規程は、杵築市契約事務規則（平成23年杵築市規則第19号。以下「契約事務規則」という。）その他別に定めがあるものを除くほか、建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理に関する委託業務（以下「建設工事等」という。）に係る契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(建設工事等起工の承認)

第2条 建設工事等を主管する課長（課長に相当するものを含む。以下「主管課長」という。）は建設工事等を発注するときは、建設工事にあつては工事起工伺、建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理に関する委託業務にあつては委託伺（以下「起工伺」という。）に原則として次に掲げる書類を添付し、決裁を受けなければならない。

- (1) 仕様書
- (2) 設計書
- (3) 図面及び施行位置図
- (4) 現場説明書

2 決裁区分は別表第1のとおりとする。

(起工伺の送付)

第3条 主管課長は、前条の規定により決裁を受けたのち、起工伺、仕様書その他必要な書類を添えて、契約担当課長に送付するものとする。

(建設工事等の入札手続)

第4条 契約担当課長は、前条の規定により書類の送付を受けたときは、次に掲げる事項を定めて入札の手続をしなければならない。

- (1) 入札の日その他契約日程に関する事項
- (2) 入札に参加すべき業者等に関する事項
- (3) 契約条件その他必要な事項

(一般競争入札審査会及び杵築市建設工事指名委員会に付議すべき事項)

第5条 契約担当課長は、前条の入札手続にあたり、杵築市要件設定型一般競争入札実施要領（平成18年杵築市訓令第18号）第3に規定する建設工事について、あらかじめ契約の方法及び一般競争入札で執行する場合の入札に関する事項を、競争参加資格認定委員会に付議しなければならない。

2 契約担当課長は、前条の入札手続にあたり、杵築市建設工事指名委員会規程（平成17年杵築市訓令第27号）第2条に規定する建設工事について、あらかじめ当該指名競争入札に参加すべき業者の選考を杵築市建設工事指名委員会に付議しなければならない。

(工事主管課長が行う契約手続)

第6条 次に掲げる建設工事等の随意契約によるものについては、第3条及び前条の規定にかかわらず、その契約手続を主管課長が行うものとする。

- (1) 設計金額が130万円を超えない建設工事

- (2) 設計金額が50万円を超えない委託業務
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号から第9号までのいずれかに該当する建設工事等
(入札結果の通知)

第7条 契約担当課長は、入札により落札者等が決定したときは、入札結果表を作成し、主管課長に送付するものとする。

(契約の締結)

第8条 入札又は見積により契約の相手方が決定したとき、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年杵築市条例第53号)第2条及び第3条に該当する契約について議決があったときは、主管課長は所定の決裁を受け速やかに契約を締結しなければならない。

(契約の変更)

第9条 主管課長は、契約内容の変更をしようとするときは、変更理由及び内容その他必要事項を建設工事にあつては工事変更伺、委託業務にあつては委託変更伺に記載し、建設工事等の変更の決裁を受けなければならない。

- 2 主管課長は、前項の決裁を受けたときは、速やかに受注者に契約変更の通知をし、契約の変更をするものとする。

(工事完成通知等の処理)

第10条 受注者から提出される完成通知書、引渡書及び請求書の受理は、主管課が行うものとする。

(検査の実施)

第11条 建設工事の検査は杵築市建設事業検査規程(平成17年杵築市訓令第28号)の定めるところにより行うものとする。

- 2 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理に関する委託業務の検査は主管課長が行うものとする。

(目的物の引渡)

第12条 受注者から引渡書の提出があったときは、内容を確認のうえ引渡を受けるものとする。

(書類の様式等)

第13条 契約事務等に必要な書類の様式は次のとおりとする。

- (1) 工事起工伺 (様式第1号)
- (2) 委託伺 (様式第2号)
- (3) 指名業者名 (様式第3号その1 工事用)
- (4) 指名業者名 (様式第3号その2 委託用)
- (5) 指名競争入札執行通知書 (様式第4号その1 工事用)
- (6) 指名競争入札執行通知書 (様式第4号その2 委託用)
- (7) 指名競争入札執行通知書 (様式第4号その3 電子入札用)
- (8) 見積依頼書 (様式第5号その1 工事用)
- (9) 見積依頼書 (様式第5号その2 委託用)
- (10) 入札(見積)結果表 (様式第6号その1 工事用)
- (11) 入札(見積)結果表 (様式第6号その2 委託用)
- (12) 課税事業者届出書 (様式第7号)

- (13) 免税事業者届出書 (様式第8号)
- (14) 工事変更伺 (様式第9号)
- (15) 委託変更伺 (様式第10号)
- (16) 契約解除通知書 (様式第11号その1 工事用)
- (17) 契約解除通知書 (様式第11号その2 委託用)
- (18) 工期延長変更請求書 (様式第12号)
- (19) 履行期限の延長願 (様式第13号)
- (20) 工事完成通知書 (様式第14号)
- (21) 委託完成通知書 (様式15号)
- (22) 工事目的物引渡書 (様式第16号)
- (23) 委託目的物引渡書 (様式第17号)
- (24) 請求書 (様式第18号その1 工事用)
- (25) 請求書 (様式第18号その2 委託用)
- (26) 随意契約理由書 (様式第19号)

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月24日訓令第7号)

この訓令は、平成27年6月24日から施行する。

別表第1

	専決者		合 議	
	副市長	主管課長	財政課長	契約担当課長
設計額 (変更設計額)	1,000万円未満	100万円未満	100万円以上	50万円以上

様式 省略